

令和2年度

ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

【先端ものづくり産業推進型】

－ 募 集 案 内 －

[募集期間]

令和2年4月1日（水）～5月11日（月）午後5時

[ご注意ください]

この補助金は、県内中小企業者が行う新技術・新製品に関する研究開発を対象にしています。

量産設備の導入等、設備投資のみの応募はできませんので、
ご注意ください。

令和2年4月

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 技術開発係

1 補助対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者、又は共同体の核となる、県内に主たる事業所を有する中小企業者

※中小企業者であるかどうかについては、業種ごとに資本金と従業員の二つの基準があり、【表1】のいずれか一方を満たせば、中小企業者として、本事業の対象となります。また、個人事業者の方や【表2】に掲げた組合等も中小企業者に該当し、本事業の対象となります。

※「共同体」とは、核となる中小企業と公設試、大学等研究機関、補助的役割を担う大企業、等から構成される連携体が一般的には想定されますが、中小企業が核となるものであれば構成員・数は問いません。【図1】の例を参考にしてください。

※中小企業者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことが条件となります。

※以下の中小企業者（みなし大企業）は、補助対象者から除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

【表1】

主たる事業として営んでいる業種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下 又は 300人以下

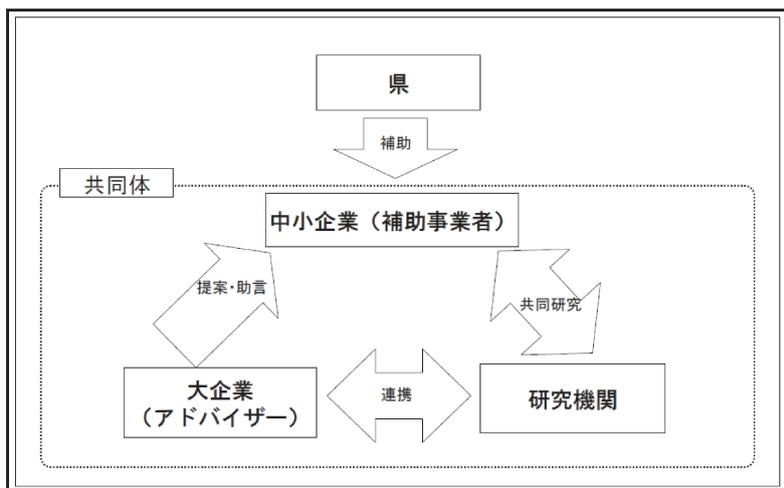
業種 … 主たる事業として営む事業

従業員 … 常時使用する従業員（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない）

【表2】

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

【図 1】



申請資格についての注意点

- 同一法人・事業者の応募申請は、「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」（市町村・県パートナーシップ支援型を含む）において1申請のみに限ります。
- 同一または類似の開発テーマについて、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）に申請中または申請予定の場合、併願申請は可能ですが、両方採択となった場合いずれかを辞退していただくこととなります。
- 過去に「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」を活用した中小企業者で、事業終了後に提出が義務付けられている「企業化状況報告書」の提出を怠っている場合は、申請資格がありません。

2 補助額等

補助限度額 800万円

補助率 1/2

3 補助対象事業

補助対象事業は次に掲げる要件をいずれも満たしているものとします。

- (1)中小企業者が自ら行う、又は大企業等と連携して行う「ものづくり」に係る新技術・新製品の開発のうち、具体的な技術的課題が明確で、新規性があり、事業化とその後の市場性が見込まれるもの

ものづくりに係る生産・加工方法の高度化、新工法等の技術開発、機械・装置の開発、材料等の利用技術の開発、新製品の開発などが対象となります。また、研究開発を原則として群馬県内で実施する必要があります。

- (2)本県中小企業者の高度な基盤技術を活かし、「新しい産業の創出・育成」、「新しい市場の獲得」が期待される以下の産業分野

ア 次世代自動車産業

次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車、環境性能に優れた従来車等）に関する技術のほか、自動運転車関連技術に関する研究開発

※自動運転車関連技術に関する研究開発で、ロボット産業または医療・ヘルスケア産業に深く関わるものは、該当の産業分野として申請してください。

イ ロボット産業

センサー技術、知能・制御技術、駆動系技術等の要素技術の統合システムであるロボットテクノロジーにかかる開発

ウ 医療・ヘルスケア産業

医療分野への進出を可能とする精密加工、エレクトロニクスなどの技術開発、又は、高機能性食品などの付加価値の高い食品開発、技術開発

エ 環境・新エネルギー産業

太陽光発電、小水力発電、バイオマス燃料等の新エネルギー技術やリチウムイオン電池、LEDなどの省エネ・低炭素化技術にかかる開発

オ 航空宇宙産業

航空宇宙産業分野に特有の技術課題（難削材加工や特殊工程（非破壊検査、熱処理、化学処理、皮膜処理、特殊加工/表面強化、溶接、複合材等）の解決に資する開発

『主な補助対象外事業』 以下の事業は、補助対象となりません。

- 1) 技術的課題の解決方法そのものの全部又は大部分を、外注又は委託する場合
- 2) 企画・開発の内容が、既に他において完成されたものと同ーとみなされる場合や、既存技術・製品の軽微な改良である場合
- 3) 申請者自身の企画・開発とみなされない場合や、第三者から発注を受けて企画・開発を行う場合
- 4) 開発段階を終えて、スケールアップ又は量産化段階に達している場合
- 5) 機械・器具等の購入（設備投資）を主な目的とした申請とみなされる場合
- 6) 全部又は大部分がソフトウェアの開発である場合
- 7) 同一または類似の事業について、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）を活用して開発を行っている事業
- 8) 公序良俗に反する事業

※ 「IoT・AI導入を目的とした事業」について、審査において加点されます。

- ・当該補助金における「IoT」とは、単に従来から行われている単独の機械の自動化（ロボット）やAI（人工知能）技術の活用、工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④分析（アナライズ）のうち、いずれか1つ以上を行うこととします。
- ・当該補助金における「AI」とは、人間の使う自然な言語を理解したり、論理的な推論をしたり、さらには経験から学習したりするプログラムやソフトウェアのことで、「AIの導入」とは、IoT機器等で収集されたデータを、これらのプログラムを活用して分析等を図ることとします。

※ ソフトウェア開発（外注加工費）について

- ・地域における技術的ノウハウの共有・蓄積の観点から、原則として県内に本社又は支社を有するソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する企業と共同した事業とすること。
- ・申請者自身の企画・開発と見なされない場合や、技術的課題の解決方法そのものの全部又は大部分を、外注又は委託する場合は補助対象外となります（再掲）。

4 補助対象経費

開発事業に要する経費のうち、補助対象となる経費は次のとおりです。

区 分	内 容
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費 ※補助事業実施期間内において、実際に使用するものに限りませす。
機 械 装 置 費 工 具 器 具 費	機械装置や工具器具の購入、改良、借用及びこれらに付随する据付、試験運転等に要する経費 ※本区分のみの交付申請はできません。また、原則として交付申請額総額の1/2を限度とします。 ※購入については、開発における必要性を精査して適否を判断します。また、機械装置等は、社内の通常の製品製造・検査・測定など、補助事業以外の目的に用いることはできません。
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費 ※図面・仕様書を提示して製作してもらうものが対象です。 ※課題解決の主要な部分が外注加工の委託先のノウハウに依ると判断された場合は、補助対象となりませす。 ※原材料の調達も含めて外注する場合は、これらに要する経費も外注加工費に含めて計上してください。
調査研究委託費 外部指導受入費	・大学や公設試験研究機関等との共同研究費、データ試験費 ・外部からの各種専門家（技術士、民間企業の技術者等）の指導受入に要する経費 ※大学への「寄付金」は、補助対象外です。
構 築 物 費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用等に要する経費 ※開発に必要な簡易なものに限り、また、補助対象は事業に直接関係する部分に限りませす。
知 財 出 願 費	研究開発成果の知財出願（国内・海外）に要する弁理士費用 ※交付申請額は50万円を限度とします。 ※特許出願料や審査請求料及び特許料は対象外です。
そ の 他 経 費	上記のほか、知事が特に必要と認める経費

『主な補助対象外経費』 以下の経費（例示）は、補助対象となりませす。

- 1) 交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費
- 2) 開発にかかる人件費、旅費交通費、会議費、送料
- 3) 取引に係る消費税及び地方消費税
- 4) パソコン、プリンターなど汎用性のあるもの
- 5) 文房具などの事務用品等の消耗品代、書籍代
- 6) 開発技術・製品の販路拡大のために要する経費
例：ホームページやチラシ・パンフレット類の作成費、展示会出展費用
- 7) 事業完了日までに支払が完了しなかつた経費

5 募集期間

令和2年4月1日(水)～5月11日(月)午後5時

6 応募方法

(1) 持参

所定の申請書(県のホームページからダウンロード)に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、県庁地域企業支援課へご持参ください。

募集受付最終日5月11日(月)の午後5時までに必ず持参してください。
提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持ってご提出ください。

【群馬県ホームページ】

トップページ > しごと・産業・農林・土木 > 商工業・経営支援 >
商・工・次世代産業 > 工業 > 研究開発支援 >
ぐんま新技術・新製品開発推進補助金【先端ものづくり産業推進型】

(2) 電子申請

以下の経済産業省の電子申請システム「Jグランツ」のWebページに掲載の「【群馬県】令和2年度 ぐんま新技術・新製品開発推進補助金(先端ものづくり産業推進型)」の項目を選択し、提出してください。

<https://jgrants.go.jp>

※ 電子申請による提出の場合は、GビズID「gBizプライム」の取得が必要となります。
「GビズID」の詳細については、以下のWebページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>

※ 当該IDは申請から取得までに2～3週間を要しますので余裕をもってご準備願います。

7 申請・問い合わせ先

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 技術開発係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

T E L : 027-226-3352

F A X : 027-221-3191

8 提出書類 (チェックリスト)

提出書類は以下のとおりです。
各書類については、ホチキス留めとせず、必ずクリップ留めとしてください。

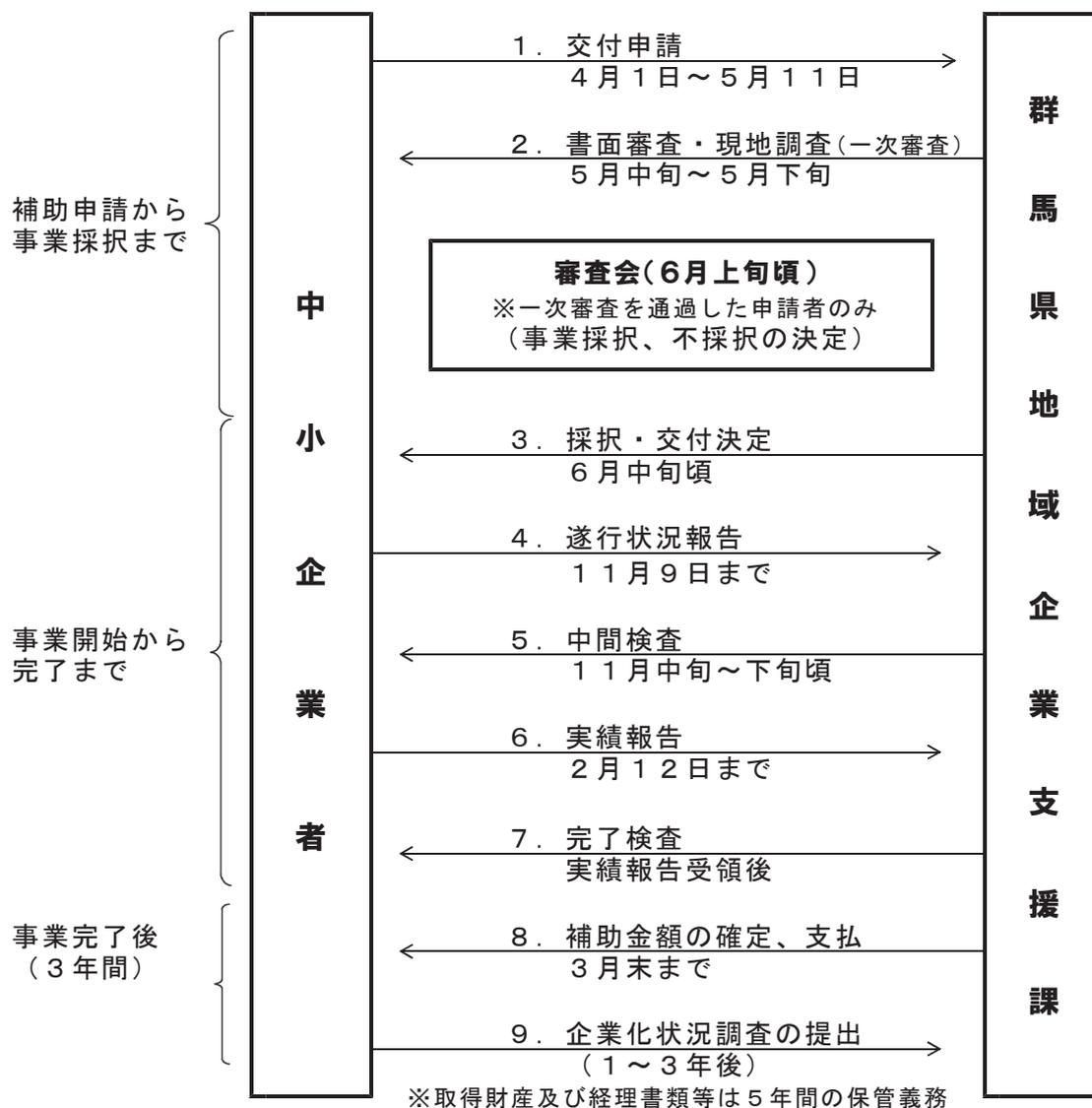
1. 交付申請書	提出部数
<input type="checkbox"/> 「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金交付申請書 (先端ものづくり産業推進型)」(様式第1)	2部 ※必ず代表者 印を押印
<input type="checkbox"/> 補助事業計画書(別紙1)	各2部
<input type="checkbox"/> 機械装置等購入調書(別記様式1) ※1点50万円以上の機械装置・工具器具の購入を申請する場合のみ	
<input type="checkbox"/> 外部協力計画書(別記様式2) ※「調査研究委託費・外部指導受入費」を申請する場合のみ	
<input type="checkbox"/> 参考資料(開発計画の概要を示した図表、仕様書、図面等)	
<input type="checkbox"/> 経営状況表(別紙2)	2部
<input type="checkbox"/> 上記の電子データ(申請時にCD-Rで持参 ※USB不可) 〔Wordファイル(PDF化したファイルは不可)〕	1部
2. 添付書類	
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(個人事業者の場合:住民票(マイナ ンバーが記載されていないもの)) 〔3カ月以内に発行されたもの〕	1部 (コピー可)
<input type="checkbox"/> 決算報告書(個人事業者の場合:所得税申告書の写し) 〔直近のもの1期分〕 ※設立間もなく決算書の提出ができない中小事業者の場合、事業計画書及 び収支予算書	1部 (コピー可)
<input type="checkbox"/> 県税の納税証明書(完納証明書) (行政)県税事務所で請求してください。 〔3カ月以内に発行されたもの〕	1部 (本書)
<input type="checkbox"/> その他(該当がある場合には提出してください。)	各2部
<input type="checkbox"/> 会社案内等のパンフレット	
<input type="checkbox"/> 当該開発に係る特許資料	
<input type="checkbox"/> 新聞記事、雑誌等に掲載された研究内容がわかるもの	
<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	

※提出書類のほかに、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。なお、提出書類は返却いたしませんので御承知おきください。

※「Jグランツ」を通じて電子申請を行う場合、「1. 交付申請書」はワードファイルで、「2. 添付書類」はPDFファイルでの申請をお願いします。

9 審査手続き等

(1) 補助事業の流れ(概略図)



(2) 審査

- 1次審査…申請書類等に基づく書面審査及び現地調査を行います。
- 2次審査…産学官の有識者により構成する審査会において、新規性・市場性・事業化可能性、企業内容（開発体制、資金）、申請額の妥当性等の観点から審査を行い、事業の採択／不採択について決定します。
審査会では、申請者の方に開発内容についての発表（プレゼンテーション）を行っていただきます。

(3) 審査結果の通知

審査結果（採択／不採択）は、6月中旬頃に申請者あてに文書で通知します。
なお、通知前の電話等による照会には応じることができませんので御了承ください。

(4) 採択企業の公表

採択となった場合には、補助事業交付決定企業として、企業概要（名称、代表者名、住所等）及び開発テーマなどについて、報道機関への発表や県ホームページ掲載等により公表しますので御承知おきください。

10 主な留意事項

ぐんま新技術・新製品開発推進補助金「先端ものづくり産業推進型」では、以下の事項等について、補助事業者の方に遵守していただくこととなります。

必ず御一読、御了承の上で申請を行うよう、お願いいたします。

(1) 補助金の支払いは精算払いです。

開発に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払を済ませていただく必要があります。

(2) 補助金の交付決定は令和2年6月中旬頃の予定です。

交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費については、補助対象外となり、補助金を受けることができませんのでご注意ください。

※ 補助対象経費は、必ず交付決定日以降に契約（発注）、支出を行ってください。

(3) 補助事業における経理処理等に指定があります。

補助事業に係る経費の支出に伴う契約手続き、支払方法等については、県の指示に従っていただく事項があり、普段の商取引で使用しない手続きや書類も、必ず取り交わしていただく必要があります。（主なものは以下のとおりです。）

1) 契約及び購入にあたっては、見積書の徴取（特に、税込30万円以上の支出にあたっては原則として3者以上から見積書を取る）、契約書の取り交わし（又は注文書、発注書）、納品書の受領、請求書に基づく支出が必要です。

2) 支払は、原則として普通口座による銀行振込で行っていただきます。当座預金からの支払は補助対象外となる場合があります。

※現金払（小口のものを除く）、手形決済、小切手払い、相殺払い、クレジットカード払いなどの支払方法は、補助対象として認められません。

3) 銀行振込を行う際、他の取引との混合支払は、原則として認められません。

※補助事業専用の通帳を作成するか、補助事業に係る経費を明確に区分して支払を行ってください。

4) 試作品の販売等はできません。

5) 経理処理等については、採択後に配付する「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（先端ものづくり産業推進型）交付決定に伴う事業実施の留意事項」を遵守していただきます。

※上記留意事項に反する経理処理を行った経費については、補助対象経費として認められません。

(4) 補助事業の遂行状況報告書は令和2年11月9日（10月末現在）までに、実績報告書は令和3年2月12日までに県へ提出しなければなりません。

※ 実績報告書提出以降の経費支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(5) 補助金で取得した財産には、処分制限があります。

補助事業により開発、取得した物品等については、所有権は補助事業者に帰属しますが、補助事業終了後5年間は善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。

また、県の許可なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません。

(6) 補助事業の成果について

補助事業実施年度終了後3年間、1年毎に事業成果及び企業化状況等に関して報告を行う義務があります。

守られない場合、以後の「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」への申請はできません。

また、県が行う中小企業の研究開発推進事業及び各種振興事業について、知事から事業成果等の発表、展示等を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

令和2年〇月〇〇日

群馬県知事 山本 一太 あて

申請者住所 〒371-8570
前橋市大手町1-1-1

申請者氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

必ず代表者印↑

令和2年度 ぐんま新技術・新製品開発推進補助金 交付申請書
(先端ものづくり産業推進型)

【開発テーマ： 〇〇〇〇の試作開発】

令和2年度ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（先端ものづくり産業推進型）の交付を下記のとおり申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙補助事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 5,351,000 円

補助金交付申請額 金 2,675,000 円

3 添付書類

- 履歴事項全部証明書
- 決算報告書
- 県税の納税証明書（完納証明書）
- その他の資料
会社案内等のパンフレット

補助事業計画書

1. 開発テーマ	〇〇〇〇の試作開発				
2. 開発に関連する 先端ものづくり産業分野	航空宇宙産業分野				
3. 申請者	株式会社〇〇〇〇				
氏名又は名称	代表取締役 〇〇 〇〇				
住所又は所在地	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1				
資本金又は出資金	1,000万円	従業員数	20名	創業年月	S30年12月
主たる事業内容	・〇〇〇〇の開発・製造・販売、△△△△のOEM生産				
主たる製品	・〇〇〇〇（年間売上高 約1億5,000万円）				
担当者	役職	企画開発部長	氏名	〇〇 〇〇	
	TEL	(027)226-3352	FAX	(027)221-3191	
	E-mail	XXXXXXXX@XXXX.co.jp			
4. 事業実施場所	※2カ所以上ある時は全て記載し、主たる実施場所に◎印を付すこと。 株式会社〇〇〇〇（前橋市大手町1-1-1）◎ 株式会社〇〇〇〇 〇〇工場（前橋市〇〇町〇-〇-〇）				
5. 過去5年間に 国や県等の開発 助成金の交付を 受けた実績	○実績あり / 実績なし（どちらかに○） ----- ※ありの場合、その補助金の種類、テーマ、交付金額及び利用年度を記入。 平成30年度ぐんま新技術・新製品開発推進補助金 テーマ：〇〇〇〇〇〇の開発 補助額：4,800,000円				
6. 本事業以外の 開発助成制度へ の申請状況	○申請中 / 予定あり / 予定なし（いずれかに○） ----- ※「申請中」または「予定あり」の場合、その名称、実施機関、開発テーマ、採否 決定予定時期を記入。（本申請と同一または類似の開発テーマについては、 両方採択となった場合どちらの事業を活用するかも明記。） 名称：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 テーマ：〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇〇〇の開発 申請額：X,XXX,XXX 円 採否決定予定時期：〇〇.〇月頃 ※上記事業採択の場合、本補助金を辞退				
7. 先行特許技術 等の調査状況	※必ず事前に関連調査を行い、その結果を記入すること。 抵触の恐れのある先行特許が3件あったが、特許侵害は回避可能。				

1 開発体制

記載例

(1) 社内体制

開発責任者

氏名	〇〇 〇〇	部署	企画開発部	役職	部長
----	-------	----	-------	----	----

開発参加者

氏名	〇〇 〇〇	部署	企画開発部	役職	主任
----	-------	----	-------	----	----

経理担当者

氏名	〇〇 〇〇	部署	総務部	役職	係長
----	-------	----	-----	----	----

(2) 外部協力者（アドバイザー、共同研究者等）

該当があれば記入

氏名	〇〇 〇〇	所属	〇〇技術センター	報償等の有無	有
協力・指導内容	本開発のコア技術である〇〇に関する共同研究				
氏名	〇〇 〇〇	所属	株式会社〇〇〇〇	報償等の有無	有
協力・指導内容	本開発の〇〇に関する△△技術に関するアドバイス				

※報償等の有無欄が「有」の場合（謝金の支払や委託契約を行う場合）、別記様式2「外部協力計画書」を作成してください。

2 開発の内容

記入欄は、適宜増行してください。
また、文章以外にも、図、グラフ、写真等を活用してください。

(1) 概要

(開発の背景及び必要性)
<ul style="list-style-type: none">開発を行う社会的背景、経緯、その必要性（市場や顧客のニーズに基づいたものであること）、目的などについて記載必要に応じて図やグラフ、写真等を活用

(本開発における具体的な技術課題)

- 現段階での技術的課題について具体的に記載
- 専門家以外の方が読んでも分かるように、図やグラフ、写真等を活用して見やすく、分かりやすく記載

(開発の具体的内容及び手法)

- 上記「本開発における具体的な技術課題」で記載した技術的な課題をどのように解決するかを、それぞれの課題ごとに実施内容を具体的に（誰が何をするのか分かるように）記載
- 必要に応じて、図やグラフを活用し、見やすく、分かりやすく記載

(2) 新規性、既存の従来技術・製品に対する優位性

記載例

- 市場における、今回開発するものと類似のもの（ライバルになると想定される製品・商品など）について、その問題点や課題について記載
- それに対しての優位な点や改善点について、客観的な項目や数値に基づき具体的に記載
 - ex 当社の有する〇〇技術を活用することで、一般に市販されている既存の製品と比較して、〇〇に関し〇〇%の品質向上、〇〇%の製造コスト低減 等

(3) 事業化予想及び事業展開

(現在の市場状況・規模、販売ターゲットなど)

- 開発成果に関連する市場の状況や規模、既存製品のシェア等について客観的なデータを基に記載
- 販売ターゲット（地域、企業、消費者層等）について具体的に記載

(開発技術・製品の事業展開計画、販売戦略、売上見込など)

- 開発成果の普及方法（販路開拓方法）について記載
- 開発成果の今後の事業化予想（売上額、利益、シェア見込み、社内における位置付け 等）について記載

3 基礎となる開発の状況

記載例

- ・ 今回の開発の基礎となる行為を既に行っている場合、その内容、現段階での状況、成果、今回の研究開発との関係性等について記載
- ・ 他者の有する特許技術やノウハウ等を導入する場合は、その内容を記載

4 知的所有権の状況

今回の開発に関連する特許等の状況について、いずれかに○を付け、該当する事項を記入してください。

ア 取得（申請）済み [権利の種別、番号、名称等を記入してください。]

イ 申請予定 [権利の種別、申請内容、申請予定時期を記入してください。]

開発製品の○○○○部分の基本技術に関する特許権（令和2年12月頃）

ウ その他

5 開発に係る規制法令等

今回の開発及びその成果に関して、許認可及び届出等が必要な場合は、その状況や規制法令を記載するとともに、既になされている場合は、その許可書や申請書の写し等を添付してください。

特になし

6 参考資料

開発計画の概要を示した図表、仕様書、図面等がある場合は、添付してください。

7 補助事業に要する経費明細書

記載例

記載上の注意事項をよく読んでからご記入ください。

経費区分	種別・内容	数量	単位	単価 (税抜) (円)	補助事業に 要する経費 (税抜)(円)	交付申請額 (円)	備考	
原材料費	○○○○	1,600	kg	520	832,000			
	□□□□	250	kg	1,500	375,000			
	△△△△	80	枚	800	64,000			
	小計				1,271,000			635,000
					金額はすべて 税抜きで記載 ※消費税は 補助対象外		補助事業に要する経費のうち、 交付申請したい額を記載する ※1/2以内、千円未満切り捨て	
機械装置費 ・ 工具器具費	○○○○装置	1	台	800,000	800,000			
	□□□□試験機	1	機	200,000	200,000			
	小計				1,000,000			500,000
								「機械装置費・工具器具費」の交付申 請額は、交付申請額合計の1/2以内
外注加工費	○○○○加工	1	式	1,200,000	1,200,000			
	□□□□加工	1	式	380,000	380,000			
	△△△△加工	1	式	160,000	160,000			
	小計				1,740,000			870,000
					できるだけ 詳細に記載			
研究委託費 ・ 外部指導受入費	○○に関する共同研究委託	1	式	1,000,000	1,000,000			
	△△技術に関する指導	1	式	100,000	100,000			
	小計				1,100,000			550,000
構築物費					0	0		
知財出願費	特許出願弁理士費用	1	件	240,000	240,000			
	小計				240,000			120,000
その他経費								
	小計				0			0
合計					5,351,000	2,675,000		
					交付申請額合計は 800万円以内			

(記載上の注意)

記載例

- 注1 「補助事業に要する経費」は、消費税を抜いた額を記入してください。
- 注2 各経費区分毎の交付申請額は、千円未満切り捨ててください。
- 注3 「交付申請額」の合計は、補助限度額 (= 800万円) 以内としてください。
- 注4 「交付申請額」は、「補助事業に要する経費」×補助率 (1/2) で算定した額以内であり、かつ補助限度額以内となります。
- 注5 補助対象経費のうち次の経費を希望する場合は、下に記載した書類を添付してください。
- ①機械装置費・工具器具費 … 機械装置等購入調書【別記様式1】
※1点「50万円以上」のものを「購入」する場合に限りませう。
- ②研究委託費・外部指導受入費 … 外部協力計画書【別記様式2】
- 注6 機械装置・工具器具費及び構築物費については、購入、改良、据付、借用等の別を備考欄に記載してください。
- また、機械装置等を自社製造する場合は、鋼材、部品、部材等を原材料費に計上してください。
- 注7 金型費 (試作開発用に限る) を申請する場合は、以下のとおりとします。
- ・内製の場合・・・鋼材、部材等を原材料費に計上してください。
 - ・外注の場合・・・外注加工費に計上してください。
- 注8 知財出願費に係る交付申請額は50万円を限度とします。
- 注9 「単位」欄には、kg、%、台、件、回、一式 等を記入してください。

採択となった場合における、補助金受領までの開発資金の手当てについて

補助事業に要する経費 (A) 5,351,000 ※前頁の補助事業に要する経費明細書における「補助事業に要する経費」の合計額

資金計画	自己資金	2,351,000	
	借入金	3,000,000	調達先：〇〇信用金庫〇〇支店 (支店名まで記載)
	その他		
	合計 (B)	5,351,000	※ (A) = (B) となるよう記入してください。

【別記様式1】 ※1点50万円以上の機械装置・工具器具の購入を申請する場合に作成してください。

機械装置等購入調書

1 購入しようとする機械装置等の内容

名称、メーカー名、規格、数量、予定価格等について記載し、カタログやパンフレット等概要が分かるものを添付してください。(コピー可)

該当があれば記入

名称：〇〇〇〇装置
メーカー：〇〇〇〇
規格：別添カタログ参照
数量：1台
予定価格：800,000円

2 購入が必要な理由

当該機械装置等の開発における用途を明確にした上で、今回の開発での必要性、他の機械装置（自社の既存設備や廉価品）での代替では困難な理由、賃借や改良等での対応では困難な理由等を記載してください。

本開発を進めるにあたっては、〇〇〇〇の〇〇〇〇が一番の課題であるが、その解決のために〇〇〇〇方式を応用した、〇〇〇〇による方法を検討している。

〇〇〇〇の検証を行う場合、現状では、本装置の活用が最も効率的であり、他の類似設備も見あたらない。

現在当社の保有している〇〇〇〇機の改良による活用も検討したが、〇〇〇〇の面で困難であった。

また、量産に使用するためには、処理能力が小さいため、あくまで実験・試作用としての活用に限定される。

リースやレンタルでの調達も検討したが、〇〇〇〇の理由により不可能であった。

【別記様式2】 ※補助対象経費の「研究委託費・外部指導受入費」を申請する
場合に作成してください。

外部協力計画書

※大学、試験研究機関等との共同研究の場合

共同研究委託者 または 技術等指導・協力者	氏名	〇〇 〇〇
	住所または所属の所在地	〇〇市〇〇町XXXX-XX
	所属(企業名・大学名等)	〇〇技術センター(委託契約締結先)
	部署・役職	〇〇〇〇係 主任研究員
委託や指導受入 の具体的な内容	(実施内容) 本開発のコア技術である〇〇に関する共同研究 (材質検討、設計・試作段階でのアドバイス、性能評価等) (方法) 開発現場での打ち合わせ 性能評価試験 月1回のプロジェクト会議実施	
委託や指導受入 を実施すること が必要な理由	〇〇〇〇に関する研究は、群馬産業技術センターが豊富な知見を 有しており、本開発にその知見を活かすためには、同センターと の共同研究は欠かせない。 また、本技術の実用化に必要な不可欠な〇〇〇〇に関する性能評 価試験についても、自社で分析装置を有しておらず、同センター の協力なしでは試験不可能である。	
契約予定期間	令和2年 8月 1日 ~ 令和3年 1月20日	
契約予定金額	総額 1,000,000 円 (内訳)	

(注) 交付決定後に具体的内容を取り決めた契約書を交わし、締結後、その写しを提出
してください。

また、指導者の所属機関へ派遣依頼をしている場合は、派遣申請、派遣を了承し
た旨の通知、謝金・時間等を取り決めた文書等の写しを提出してください。

【別記様式2】 ※補助対象経費の「研究委託費・外部指導受入費」を申請する
場合に作成してください。

外部協力計画書

※外部指導を受け入れる場合

共同研究委託者 または 技術等指導・協力者	氏名	〇〇 〇〇
	住所または所属の所在地	〇〇市〇〇町XXXX-XX
	所属(企業名・大学名等)	株式会社〇〇〇〇
	部署・役職	技術士(機械)
委託や指導受入 の具体的な内容	(実施内容) 本開発を実施するにあたって、当社が有していない△△技術に 関する指導・助言 (方法) 会社内での指導(1回2時間×月2回程度)	
委託や指導受入 を実施すること が必要な理由	〇〇氏は、今回開発製品の〇〇に関わる部分の△△関連技術に ついて、□□で××を開発したり、△△関連技術についての講演 をしたりするなど豊富な知見を有しており、当社が有していない △△技術について指導・助言を受ける必要があるため。	
契約予定期間	令和2年 8月 1日 ~ 令和2年12月31日	
契約予定金額	総額 100,000円 ※契約終了後に支払 (内訳) 5,000円/時間 × 20時間	

(注) 交付決定後に具体的内容を取り決めた契約書を交わし、締結後、その写しを提出
してください。

また、指導者の所属機関へ派遣依頼をしている場合は、派遣申請、派遣を了承し
た旨の通知、謝金・時間等を取り決めた文書等の写しを提出してください。

経営状況表

期別 項目	第〇〇期 平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	第〇〇期 平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで
	売上高 (A)	1,640,382 千円
経常利益 (B)	54,212 千円	64,500 千円
総資本 (C)	868,706 千円	915,709 千円
自己資本 (D)	278,507 千円	311,341 千円
流動資産 (E)	519,530 千円	558,743 千円
流動負債 (F)	395,949 千円	413,883 千円
総資本経常利益率 (B) × 100 / (C)	6.2 %	7.0 %
売上高経常利益率 (B) × 100 / (A)	3.3 %	3.5 %
自己資本比率 (D) × 100 / (C)	32.1 %	34.0 %
流動比率 (E) × 100 / (F)	131.2 %	135.0 %

(記入上の注意)

- 1 本表は、直近2期の財務諸表により作成してください。
- 2 金額は、百の位を四捨五入して、千円単位で記入してください。
また、率については、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位まで記入してください。